

中小企業・小規模事業者のみなさまへ

信用保証 ハンドブック



信用保証協会って？
企業経営者の疑問に
ズバリお答えします！



■ 山梨県信用保証協会

●はじめに

「信用保証協会って?」

「どんな人が利用できるの?」

「どんな時にどんな制度で応援してもらえるの?」

などの疑問をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。

そのようなみなさまのために、信用保証協会についてわかりやすくご紹介し、より身近に感じ、ご活用していただこうと、ハンドブックを作成いたしました。

“企業経営者必携の書”として、ぜひお役立てください。



●目次

みなさまは、信用保証制度をご存知ですか?



信用保証協会ってどんなところ?.....4

信用保証協会は、中小企業者等のみなさまをバックアップする「公的な保証人」です!

信用保証協会を利用するメリットは?.....6

メリット盛りだくさんの信用保証をどうぞご利用ください!

どんな人が保証を利用できるの?.....8

県内に事業所があり、事業を営む中小企業者等の方であれば保証の対象となります!

山梨県外に本店がある企業でも、

山梨県内で開業する資金は対象になるの?.....10

県内での営業実績がないお客さまでも、事業に着手していればご利用いただけます!

連帯保証人は、やはり必要?.....12

連帯保証人は原則社長だけでOKです!

責任共有制度って何だろう?.....14

信用保証協会と金融機関が責任を共有しています!

信用保証料率はどのように決まるの?.....16

信用保証料率は、様々なプロセスを経て決まります!



信用保証協会って どんなところ?

飲食店を開業してまだ日が浅いAさん。
開業資金は自己資金で賄いましたが、3ヶ月
後、仕入れ資金が不足してしまいました。
取引している銀行へ融資の相談をしたとこ
ろ、融資担当者から
こんな提案がありました。

信用保証協会?
何それ?



「保証付融資での支援を考えたいので、信用保証協会の審査を受けてみてください」
Aさんにとって聞きなれない名前でした。
「信用保証協会?審査?って何だろう?」

信用保証協会の
保証制度を使っ
てみてはいかが
ですか?



信用保証協会は、中小企業者等のみなさま
をバックアップする「公的な保証人」です!



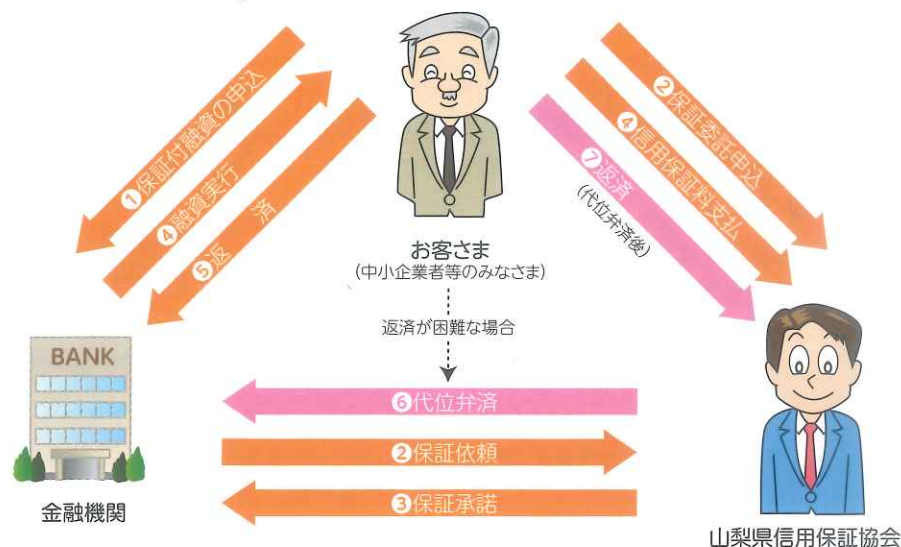
「信用保証協会」は、信用保証協会法に基づく公的機関で、中小企業・小規模事業者(以下「中小企業者等」という。)のみなさまが金融機関から事業資金を借り入れるときに公的な保証人となり、企業の成長と発展を応援します。

信用保証をご利用いただくことにより、お客さまの資金調達がスムーズになります。

全国に51ある信用保証協会では、各地域に密着した保証業務を行っています。

信用保証協会ってどんなところ?

信用保証制度のしくみ



- 1 金融機関の窓口で、保証付融資のお申込みをいただきます。
- 2 金融機関は融資審査を行い、信用保証協会に申込書類を提出します。
- 3 信用保証協会は保証審査を行い、保証を承諾する場合には、金融機関に信用保証書を発行します。保証審査の際、必要に応じて事業所等を訪問し、経営者の方と面談を行う場合があります。
- 4 金融機関は、信用保証書に基づいて融資を実行します。このとき、お客さまには信用保証料をお支払いいただきます。
- 5 返済条件に基づき、金融機関に借入金をご返済いただきます。
- 6 万一、何らかの事情でご返済できなくなった場合は、信用保証協会がお客さまに代わって金融機関に弁済します。
- 7 代位弁済後は、信用保証協会にご返済いただきます。

※代位弁済日の翌日から、年14%の損害金がかかります。(信用保証委託契約書第7条)

29.72%の方に山梨県信用保証協会を
ご利用いただいています!

県内中小企業者数32,485のうち9,653企業、割合にして29.72%の方に、山梨県信用保証協会をご利用いただいています。(平成28年3月末)





信用保証協会を利用するメリットは？

「なるほど!信用保証協会を利用することで、融資が受けやすくなるんだ。でも、手数料は必要なのかな?他にメリットはあるのかな?」

信用保証協会のことが少し分かってきたAさんですが、まだ疑問点も多いようです。



融資枠の拡大、ニーズに合わせて選べる借入方法など、メリット盛りだくさん!

①融資枠を上げることができます!

基本的に1中小企業者等に対する保証は2億8,000万円(組合は4億8,000万円)までご利用可能です!お取引金融機関独自の融資と保証付融資を併用することにより、**お取引金融機関全体の融資枠を上げることができます。**

②お客さまのニーズに合わせた選択が可能です!

長期の借入、一定枠の中での反復継続した借入、低金利の借入、経営安定資金等、お客さまのニーズに合わせ**様々なメニューをそろえております。**

③不動産担保を有効活用できます!

信用保証協会に不動産担保をご提供いただく場合、**登録免許税が軽減**されます。
(4/1,000→1.5/1,000)

いずれの金融機関からの保証付融資にもご利用いただけます。

④保証協会団信の利用が可能です!

中小企業者等の経営者が死亡または高度障害という不測の事態に陥った場合、保証協会団信付の**保証付融資が保険金で弁済される**ことにより、事業の維持・安定が図れるとともに残されたご家族、事業継承者等の安心が図れます。
(詳しくは36頁「長期資金を導入したいけど、10年先、15年先まで健康でいられるか…」をご覧ください。)

⑤経営診断報告書を提供します(法人のみ)!

信用保証のご利用がある方で、直近二期分の決算書をご提供いただければ「**MCSS経営診断報告書(財務内容の成績表のようなものです)**」を提供することができます。また、ご希望により診断結果による金融アドバイス等も行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

信用保証協会を利用するメリットは？



信用保証協会のご利用にあたって必要なのは「信用保証料」だけです!

- ①信用保証協会をご利用の際、ご負担いただくのは信用保証料のみです。
- ②信用保証料は、貸付金額・保証期間・信用保証料率・分割回数別係数により、次のように計算します。



信用保証料=貸付金額×信用保証料率×保証期間(日数)×分割回数別係数
(分割払いの場合)

貸付金額500万円、信用保証料率年1.15%、保証期間1,825日(5年)、60回返済の場合、
信用保証料=500万円×1.15%×1,825日/365×0.55=158,125円。

★**信用保証料率は、無担保の場合、平均で年1.15%程度(責任共有制度の対象となる保証)ですが、企業の財務内容や担保の提供、保証制度等により異なります。**
(詳細は16~17頁「信用保証料率はどのように決まるの?」をご覧ください。)

③信用保証料のお支払いは、原則一括払いです。

※保証期間2年超の場合は、ご希望により分割納付も可能です。

信用保証料は何に使われるの?

お客さまからいただいた信用保証料の半分以上を「**日本政策金融公庫**」に**信用保険料**として納付しています。

この信用保険料は、万一事故があった場合の保険のためです。
残りは、信用保証協会の運営費に充てられています。



Q

どんな人が保証を利用できるの？

「自分の会社は信用保証協会を利用することができるのだろうか？」

そんなふうに、不安に思われる社長さんもいるのでは？

あまり心配なさなくても大丈夫です！



うちの会社は保証を利用できるのだろうか？

A

事業を営む中小企業者等の方で、県内に事業所があれば、保証の対象となります！

営業経歴については、現在事業を行っていることが明らかであれば、保証の対象となります。

営業区域については、事業所が山梨県内にあれば、保証の対象となります。



○法人は、本店等が他県であっても、事業所が山梨県内にあれば対象となります。

○個人事業者の場合は、事業所が他県であっても居住地が山梨県内にあれば対象となります。

★中小企業者等以外のサラリーマン等は保証の対象なりません！

どんな人が保証を利用できるの？

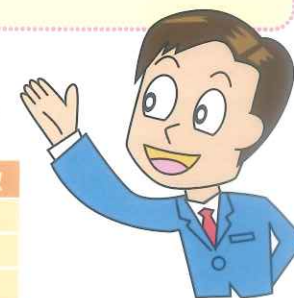


保証をご利用いただける中小企業者等の方について、さらに詳しくご説明します！

【企業規模】

「資本金または出資金」もしくは「常時使用する従業員数」のいずれかが該当すれば対象となります。

業 種	資本金または出資金	常時使用する従業員数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下



※なお、一部業種については、企業規模が異なります。

【業種】

農林漁業、金融業、保険業の一部、娯楽業の一部、風俗関連事業以外の業種は、すべて対象となります。

【許可等】

許可等が必要な業種を営む方は、その許可等を受けていることが必要です。

★ご利用いただける資金は、あくまで事業資金のみです。生活資金、住宅資金、投機資金など、事業資金以外のものは対象となりません。

次に該当する場合は、原則、保証利用ができません。

- ①信用保証協会が代位弁済をした先で、現在債務が残っている中小企業者等（ただし、求償権消滅保証の対象となる中小企業者等を除く。）
- ②銀行取引停止処分を受けている中小企業者等
法人代表者が銀行取引停止処分を受けている場合は、当該法人も原則として保証利用できません。
- ③破産、民事再生、会社更生等債務整理手続中の中小企業者等（ただし、事業再生保証の対象となる中小企業者等を除く。）
- ④保証付融資または金融機関独自の融資について、延滞等の債務不履行がある中小企業者等
- ⑤反社会的行為者またはその共生者（それらの者が代表権を有する法人を含む。）
- ⑥保証申込について、金融斡旋屋等の第三者が介入する中小企業者等
- ⑦税金等を滞納している中小企業者等

Q

山梨県外に本店がある企業でも 山梨県内で開業する資金は 対象になるの？

東京で製造業を営んでいるB社。

新たな工場の建築を検討していたところ、山梨県に優良物件が見つかり、土地売買契約を締結し、建築確認も取得しました。

でも工場建築費用が不足しています。そこで山梨県の金融機関に融資の相談をしたところ、保証付融資をすすめられました。

山梨県ではまだ
営業実績がない
んだけれど、
大丈夫かな？



「本店が東京にあって、山梨県ではまだ営業実績がない当社が、山梨県の信用保証協会を利用できるのかな？」

A

山梨県内で営業実績がないお客さまでも、 事業に着手していればご利用いただけます！

本店が他県にある企業でも、**営業年月を問わず、客観的に見て県内において事業に着手していることが明らか**であれば、保証の対象となります。



山梨県外に本店がある企業でも、山梨県内で開業する資金は対象になるの？



「客観的に見て事業に着手している」とは、
以下のようなことです！

借入時(保証申込時)において

- 当該事業にかかる工場・店舗などの建物を完備している。
- 建築について具体的に進行中。
- 販売すべき商品の仕入が終わっている、もしくは仕入中である。

などの具体的事実が確認できることです。

なお、上記の事実を確認するために、次のような書類が必要です。

- 商業登記の履歴事項証明書(法人の場合)、開業届(個人の場合)
- 事業用建物などの建築確認済証、建築請負契約書、売買契約書、賃貸借契約書
- 商品売買契約書、商品発注書など

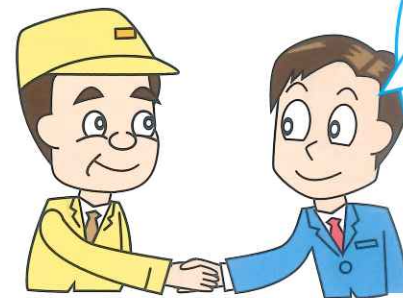
以上を整理したうえで、話を戻してみよう。

B社は、山梨県内でまだ営業実績はありませんが、山梨県で事業を行うために、既に工場建築および用地を確保するための計画が具体的に進んでいます。

これは「客観的に見て山梨で事業に着手している」と考えられ、保証の対象となります。(開業する場合も対象となります。)

山梨県に進出、あるいは開業を考えているみなさん！

どうぞ、当協会をご利用ください!!



保証成立です！



連帯保証人は、やはり必要?

印刷会社を営むCさん。

今回、受注先からの入金時期の変更で資金不足となりました。そこで金融機関に融資申込をしたところ、保証付融資をすすめられました。

信用保証協会の保証がつくことで、融資が受けやすくなることはありがたいのですが、Cさんにとっては保証人が悩みでした。

「だれか保証人になってくれる人を探さなきゃならないな…。」



連帯保証人は原則、社長だけでOKです!



当協会では、担保や保証人に過度に依存しない支援に取り組んでいます。

そのため、連帯保証人は、

- 法人の場合は、原則代表者のみ。
- 個人事業者の場合は、原則不要。

となっています。

連帯保証人は、やはり必要?



次のような場合には、連帯保証人をお願いすることもあります!

- ①実質的経営者、営業許可名義人、または本人(法人代表者を含む)とともに事業に従事する配偶者を連帯保証人とする場合
- ②本人(法人代表者を含む)の健康上の理由により、事業後継者が連帯保証人となる場合
- ③財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証リスク許容額を超える保証依頼がある場合で、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

★上記①～③はあくまで特段の事由による場合で、通常は法人代表者のみの保証となります。



不動産担保はどうなるの?

信用保証協会は、過度に不動産担保に依存しない支援に取り組んでいます。

その一環として、売掛債権や棚卸資産を担保とした「流動資産担保融資(ABL)保証」(30～31頁参照)を推進しているところです。

ただし、融資対象物件や信用リスクを大きく上回る場合など、必要に応じて担保のご提供をお願いすることもあります。

なお、担保提供された場合は、信用保証料率を原則年0.1%割引しています。

経営者保証に関するガイドラインについて

経営者保証とは中小企業者等の経営者の個人保証であり、経営者保証に関するガイドラインは、経営者保証に関する契約時、履行時等の中小企業・経営者・金融機関による対応について定められ、平成26年2月1日より適用開始となっています。また、ガイドラインについて対応した保証制度として、「経営者保証ガイドライン対応保証制度」が全国统一制度として創設されました。本ガイドラインでは、法人と経営者の一体性の解消等が図られている中小企業者等については、債権者は経営者保証を求めない可能性等を検討することとしています。本ガイドラインに則り、経営者保証が不要と判断できる場合には、「経営者保証ガイドライン対応保証制度」により取扱います。



責任共有制度って何だろう？



先日、金融機関の担当者から、「この保証制度は**責任共有制度**の対象ですから…」と言われたD社の社長。

「責任共有制度って何だろう？」と考えてしまいました。

このような方のために、責任共有制度の概要についてご説明いたします。



**信用保証協会と金融機関が責任を共有していることです！
より適切な支援を行うことが目的です。**

以前は、一部の保証を除き、原則信用保証協会の100%保証でしたが、平成19年10月から、金融機関が20%相当のリスクを負担する「責任共有制度」が導入されています。

具体例をあげて説明しますと、

ある中小企業者等が1千万円を保証付融資で借入後、全額返済不能となってしまった場合、それまで全額(1千万円)信用保証協会が負担していたものを、金融機関でも20%(2百万円)相当を負担するようになった、というわけです。

これは、信用保証協会と金融機関が責任を共有することにより、中小企業者等への融資や経営支援など、より一層適切な支援を行っていくことを目的としています。



責任共有制度って何だろう？



責任共有制度には、2つの方式があります！

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関はそのいずれかを選択して20%相当の責任を負担することになります。



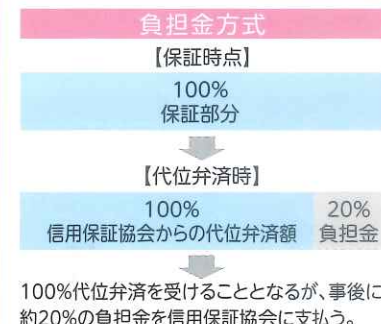
部分保証方式

個別融資額の80%を信用保証協会が保証する方式

負担金方式

金融機関の保証利用実績(代位弁済率など)に基づき、金融機関が部分保証と同等の負担金を信用保証協会に納付する方式

責任共有制度における金融機関の負担部分のイメージ図



支援を受ける中小企業者等に影響はあるの？

責任共有制度導入後も、基本的に保証申込み手続きや融資を受けた後の返済などは変わりありません。

なお、責任共有制度の対象となる保証については、対象外の保証に比べて、信用保証料率が原則として低くなっています。

また、お客さまのお取引金融機関が部分保証方式、負担金方式のいずれであっても、**ご負担いただく信用保証料は同じです。**



信用保証料率はどのように決まるの？

もう1つわからないことがあるというD社の社長。

以前、保証付融資を受けたときは、信用保証料率は融資額に対して年1.15%でしたが、今回保証を受けた融資では年0.80%と大幅に低くなりました。

「今回の申込みも特別な制度を利用したわけではないのにな…。信用保証料率はどのような仕組みで決まるのだろう…?」



信用保証料率は、経営状況を踏まえ、様々なプロセスを経て決まります！

特定の保証制度を除き、信用保証料率はお客さまの経営状況を踏まえた9区分となっています。

※CRD(中小企業信用リスク情報データベース)により決算内容の評価し決定します。



さらに、利用する保証制度が責任共有制度(14頁参照)の対象か否かで、適用される信用保証料率が異なります。

なお、担保提供などによる信用保証料率の割引措置もあります！

D社の場合は、前回よりも経営内容が改善したため、信用保証料率が低くなりました。

信用保証料率はどのように決まるの？



信用保証料率の決定までの流れは、こうなっています！



責任共有制度の対象となる保証の信用保証料率は貸付額に対する表示となり、対象外の保証に比べ低い料率となります！

●信用保証料率決定のフローチャート

